

伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画の廃止について

1 廃止理由

伊那市が景観法第7条第1項の「景観行政団体」に移行し、伊那市景観計画を策定することに伴い、伊那市西箕輪の区域について、県が策定した景観計画である「伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画」の廃止が必要となりました。なお、伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画の届出基準や制限基準は、伊那市景観計画に引き継がれる予定です。

2 県の手続き

年 月	内 容	備 考
平成 25 年 9 月	伊那市からの協議書の受理	
10 月	県民意見（パブリックコメント）募集 関係市町村（伊那市）長への意見聴取	→意見無し →意見無し
11 月	県景観審議会への意見聴取 県都市計画審議会への意見聴取	
平成 26 年 3 月	景観計画の廃止の告示	
4 月	景観計画の廃止（伊那市景観計画発効日）	

3 参考資料

伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画

参 考

※景観行政団体について

景観法に基づき「景観行政事務」を処理する地方公共団体。都道府県、政令指定都市及び中核市は自動的に景観行政団体となり、それ以外の市町村は都道府県と協議することにより景観行政団体となる。

※景観計画について

景観行政団体が定めることのできる「良好な景観の形成に関する計画」。良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（任意）等を定める。

※伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画について

景観計画の住民等による提案制度（景観法第11条）により、西箕輪ふるさと景観住民協定者会から提案のあった基準を基に、県が景観計画を策定。県下初の「景観育成特定地区」の指定となり、より小規模な建築物の建築等について届出が義務付けられた。